

証券コード 3661

2025年6月12日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

株式会社エムアップホールディングス

代表取締役 美 藤 宏 一 郎

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://m-upholdings.co.jp/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「株主総会招集ご通知等」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3661/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エムアップホールディングス」または「コード」に当社証券コード「3661」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷2-22-3 渋谷東口ビル1階
T K P ガーデンシティ渋谷
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第21期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案

第2号議案

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定及び株価連動型金銭報酬に係る報酬額の設定に関する件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載して書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

また、監査等委員会及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

株主総会にご出席の株主様と、ご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、お土産の配布は取り止めとさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

2. 議決権行使の方法について

上記アドレスにアクセスいただき、本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は2025年6月26日（木曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株皆様のご負担となります。
- (4) パソコンのインターネット等のご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株皆様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、個人消費や設備投資に持ち直しの動きが見られ、加えてインバウンド需要の回復やサービス消費の増加も下支え要因となり、景気は緩やかに回復しております。

一方で、エネルギーや原材料価格の上昇を背景とした物価の高止まりは、依然として消費者心理や企業のコスト負担に影響を与えており、先行きについては注意が必要な状況です。また、米国・中国をはじめとする海外経済の動向や為替市場の変動が、景気の下振れリスクとして懸念されております。

今後も、個人消費や観光関連需要など内需を中心とした回復の動きが継続することが見込まれる一方で、外部環境の不確実性は依然として高く、経済全体の動向には引き続き注視が必要な状況です。

当社グループが属するインターネット関連市場では、5Gの普及に加えて、生成AIやXRなど技術の進化が顕著となっており、これらを活用した新たなサービスやビジネスモデルの登場が加速しております。とりわけエンタテインメント分野においては、ライブ配信やメタバース上でのコンテンツ体験といった新しい価値提供の形が急速に拡大しています。

また、コンテンツの多言語展開やグローバル配信が容易になったことで、国内外を問わずデジタルコンテンツ市場全体のボーダーレス化が進行しています。加えて、サブスクリプションやEC、NFTなどを通じたファンビジネスの深化も進み、IP（知的財産）を軸とした収益モデルの多様化が重要なテーマとなっております。

このように、デジタル技術の進化とユーザーの行動変容が相まって、当社を取り巻く事業環境はこれまで以上に変化のスピードが増しており、柔軟かつ迅速な対応力が一層求められております。

2024年の音楽ソフト（オーディオレコード及び音楽ビデオ合計）の生産金額は2,051億円となり、前年比で7.1%の減少となりました（出所：一般社団法人日本レコード協会）。

一方、ライブ・コンサート市場は、2024年の総公演数が34,251本（同0.9%減）、総動員数は5,938万人（同5.4%増）となり、動員数は過去最多を記録しました。市場規模（総売上額）は6,121億円（同19.1%増）と大幅に拡大し、コロナ禍前の水準を大きく上回る結果となりました（出所：一般社団法人コンサートプロモーターズ協会）。

また、ライブ・コンサートをはじめとするリアルエンタテインメント領域においても、デジタル配信やファンコミュニティ運営、デジタルグッズの活用など、体験価値の多様化と収益モデルの進化が急速に進行しています。今後は、こうした市場環境の変化を的確に捉え、従来型の提供価値にとどまらない、デジタルとリアルの融合による競争力の強化が一層求められる局面を迎えております。

このような外部環境の中、当社グループでは、アーティストを中心としたエンタテインメント分野を主軸に、ファンクラブサイト運営を基盤としたファンコミュニティの構築・拡大に注力してまいりました。あわせて、電子チケット、EC、キャラクター関連、音楽配信など多岐にわたるデジタルコンテンツを展開し、リアルとデジタルを融合させた複合的な事業運営を推進しております。

さらに、エンタテインメントのデジタル化・DX化の進展に対応すべく、グループ各社の機能や強みを活かした連携を強化するとともに、外部企業との事業提携による新規サービスの創出にも取り組んでおります。加えて、ファンダムビジネスなどの新たな事業領域にも積極的に挑戦し、事業ポートフォリオの拡充と収益基盤の強化を図っております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は25,782百万円（前連結会計年度比38.8%増）、営業利益は4,065百万円（同43.9%増）、経常利益は4,113百万円（同43.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,664百万円（同12.3%増）となりました。

期 別 部門別		第19期 (2023年3月期)		第20期 (2024年3月期)		第21期 (2025年3月期)	
		売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)
コンテンツ事業	コンテンツ	11,974	75.1	13,867	74.7	19,349	75.1
	EC	1,368	8.6	1,648	8.9	2,488	9.7
小 計		13,343	83.7	15,515	83.5	21,838	84.7
電子チケット事業		2,566	16.1	3,028	16.3	3,921	15.2
その他の		26	0.2	30	0.2	23	0.1
合 計		15,936	100.0	18,574	100.0	25,782	100.0

セグメントごとの概要は、以下のとおりであります。

1) コンテンツ事業

①コンテンツ事業に係るファンクラブ・ファンサイト事業等

コンテンツセグメントにおいては、主にスマートフォン向けにファンクラブサイトの運営を中心としたデジタル会員サービスを展開しており、各種デジタルコンテンツの配信、動画サービス、アプリ提供など多様なプラットフォームを通じてファンとの継続的な接点を創出しております。

当連結会計年度におきましては、引き続き新規アーティストの獲得を推進するとともに、チケット先行受付や会員限定イベントなど、リアル施策と連動したファンサービスの強化により、有料会員数は前年比で大きく増加いたしました。特に、前期に新設された大型アーティストのファンクラブが着実に収益へ貢献しており、事業全体の成長を牽引しております。

また、会員単価の向上に向けては、コンテンツ価値の訴求や継続率向上施策に加え、一部のファンクラブにおいて月額または年会費の値上げに着手し、LTVの最大化を図るなど、収益構造の質的改善にも取り組んでおります。

さらに、韓国発の“アーティストと1対1でメッセージをやり取りしているような感覚”を提供するコミュニケーションアプリ「bubble for JAPAN」のサービス展開を進めるとともに、中国市場でのファンクラブ展開を本格化させるなど、グローバル視点でのファンビジネス拡大にも注力しております。加えて、近年では、日本のアーティストに対する海外からの関心が高まり、ファンクラブに加入する海外在住ファンの比率も着実に増加しております。当社では多言語対応の強化や海外からの入会導線の整備などを通じて、海外ファンの獲得・定着を図る取り組みも積極的に進めております。

そして、新たな技術領域への対応として、Web3.0関連の取り組みにも着手しております。将来的なNFT活用やグローバルファンに向けたデジタル資産管理、柔軟な決済手段の拡充などを見据えた技術基盤の構築を進めており、次世代のファン体験の創出にも取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度におけるコンテンツ事業に係るファンクラブ・ファンサイト事業等の売上高は19,349百万円(同39.5%増)となりました。

②コンテンツ事業に係るEC事業

EC事業につきましては、当社グループが運営するファンクラブサイト等を通じて、アーティストグッズや音楽映像商品の販売、さらにファンクラブ限定のオンラインくじ「Fanpla Chance」の提供など、多様なファン向けECサービスを展開しております。

当連結会計年度においては、拡大したアーティスト・ファン基盤を背景に、引き続き会員限定の特典施策やバリエーション豊かな商品企画を実施したほか、コンサート会場でのキャッシュレス対応や事前購入・会場受取サービスの拡充など、利便性とファン体験の向上を両立した取り組みを進めてまいりました。その結果、物販売上は好調に推移し、商品取り扱い高は前年を大きく上回りました。

また、新たなファン体験として定着しつつある「Fanpla Chance」は、アーティストごとの世界観にあわせた演出や景品設計が支持を集め、利用件数・単価ともに増加しており、収益面でも前年比で大きな伸長を記録しております。

以上の結果、当連結会計年度におけるコンテンツ事業に係るEC事業の売上高は2,488百万円(同51.0%増)となりました。

以上より、当連結会計年度におけるコンテンツ事業全体の売上高は21,838百万円(同40.8%増)となり、着実に業容を拡大しております。一方で、為替相場の影響によるドル建てサーバー費の増加や、新規事業への投資、人件費の上昇といったコスト要因がある中においても、堅調な売上成長により吸収し、セグメント利益は3,635百万円(同38.8%増)となりました。

2) 電子チケット事業

電子チケット事業は、電子チケット及び公式チケットトレードサービス、さらにそれらに付随する各種関連サービスから構成されております。音楽ライブはもとより、プロ野球、バスケットボール、バレーボールといったスポーツ分野、さらには遊園地などのレジャー施設に至るまで、幅広い領域にてサービスを提供しております。

当連結会計年度におきましては、取り扱いアーティスト数の着実な拡大と、音楽ライブ市場の活況を背景に、電子チケットの発券枚数は過去最高を記録いたしました。また、当社グループの電子チケット機能「チケプラSDK」を外部に提供する取り組みも進めており、これによりチケットの取り扱い機会の拡大を図ってまいりました。

チケットトレードにおいては、不正転売への対策ニーズの高まりを受け、アーティスト領域での導入拡大を図るとともに、演劇・スポーツ・イベントなど非音楽領域への展開も進めております。紙チケット

対応の拡張や、プロ野球球団の公式二次流通案件の獲得も進み、取り扱い枚数は引き続き増加傾向にあります。あわせて、月額プレミアムサービスにおいても、特典内容の拡充により有料会員数が順調に増加しております。

また、アーティストのサイン入りグッズなどが当たる「くじブラ」や「メモコレ」など、ライブやチケットと連動したファン向けサービスも継続して提供しており、チケット1枚あたりのサービス単価向上にも貢献しております。

電子チケット周辺領域として展開するスポーツ向けのデジタルカードコレクションアプリにおいては、プロ野球、バスケットボール、バレーボールの選手カードの販売が好調に推移し、収益を牽引いたしました。さらに、Jリーグクラブとの連携も進展しており、新たな成長領域としての拡大を図っております。

以上の結果、当連結会計年度における電子チケット事業の売上高は3,921百万円(同29.5%増)、セグメント利益は1,055百万円(同16.8%増)となりました。

3) その他事業

その他事業には、上記2つのセグメントに属さない連結子会社の収益等が計上されており、主にキャラクターグッズの企画・販売、アパレルなど、多様なエンタテインメント関連ビジネスを対象としております。

当連結会計年度におきましては、各事業が引き続き事業基盤の構築・拡大に取り組む一方で、収益化にはなお一定の時間を要する状況が続いております。こうした中、将来的な収益拡大を見据えた新規事業開発や体制整備を進めており、育成フェーズとしての取り組みを継続しております。

その結果、当連結会計年度におけるその他事業の売上高は23百万円(同23.4%減)、セグメント損失は36百万円(前連結会計年度は38百万円の損失)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は483百万円であり、全て全社(共通)における設備投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、連結子会社である株式会社Dear U plusの第三者割当増資により98百万円を新たに調達いたしました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2022年3月期)	第 19 期 (2023年3月期)	第 20 期 (2024年3月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高(百万円)	13,574	15,936	18,574	25,782
経 常 利 益(百万円)	1,717	2,068	2,867	4,113
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	976	1,093	1,481	1,664
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	27.02	30.25	41.06	46.58
総 資 産(百万円)	14,185	16,442	19,549	24,667
純 資 産(百万円)	5,396	6,657	7,141	8,785
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	141.01	170.49	176.60	216.13

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2022年3月期)	第 19 期 (2023年3月期)	第 20 期 (2024年3月期)	第 21 期 (当事業年度) (2025年3月期)
売 上 高(百万円)	-	153	335	421
営 業 収 益(百万円)	1,670	879	1,041	2,386
売上高及び営業 収 益 合 計(百万円)	1,670	1,033	1,376	2,807
経 常 利 益(百万円)	1,206	290	412	1,882
当 期 純 利 益(百万円)	1,193	271	305	1,290
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	33.03	7.50	8.47	36.11
総 資 産(百万円)	7,380	8,816	9,759	11,308
純 資 産(百万円)	5,558	5,677	4,832	5,498
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	153.76	157.02	134.38	154.19

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。
3. 2022年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社Fanplus	10百万円	100.0%	スマートフォン・携帯向けアーティストファンサイトの企画・開発・運営、ファンクラブの企画・運営
株式会社Tixplus	114百万円	59.5%	電子チケット及びチケットトレード事業及びその付随サービス

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社Fanplus	東京都渋谷区渋谷	2,540百万円	11,308百万円

(4) 対処すべき課題

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があったものの、沈静化の動きもあり、緩やかではありますが持ち直しの動きが見られました。一方で、急激な為替変動、資源・エネルギー価格の高騰などによる物価上昇等もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況です。

このような経営環境のもと、当社グループの継続的かつ安定的な成長とそれに伴う収益基盤の拡大のためには、変化に富むユーザーの嗜好を的確に捉えた魅力的なコンテンツや商品の提供を行うとともに、新規の顧客層を開拓していくことが必要であると認識しております。そのため当社グループは、以下のような課題に取り組んでまいります。

① スマートフォンへの対応と新規事業の開発

スマートフォンの普及が進むに伴い、スマートフォン向けアプリやコンテンツ、サービスの提供と、それによる収益の拡大が課題であると考えております。これに対し当社グループでは、よりスマートフォンに適したサイト展開やコンテンツの高付加価値化に努めております。また、アーティスト等を題材としたアプリ、電子書籍などの配信、動画サービスの提供にも注力しております。加えて、スマートフォン向けの他社プラットフォームに対してもスタンプなどのコンテンツ提供を行っております。今後についても、スマートフォン向けの有料サイトやコンテンツ、アプリを拡大していく方針であります。

また、新規事業につきましては、積極的な新規子会社の展開や、子会社

を通じた他社との事業提携、並びに新規事業の開発にも取り組んでおります。

② 有力コンテンツの獲得推進と認知度の向上並びに他社との差別化

携帯コンテンツ配信事業においては、競合や市場環境はより一層厳しさを増すものと予想されます。当社グループが今後も優位性を保つためには、他社にはない有力コンテンツの獲得によるサイトの認知度の向上と、サイト内容の差別化、スマートフォン向けの新規コンテンツサービスや技術への迅速な対応が課題であると認識しております。

これに対して当社グループでは、各種メディアや業界動向などから幅広く情報収集を行うとともに、これまでに培った音楽業界での経験から、今後の流行が予想されるコンテンツの目利きを行っております。また、それと同時にこれまで構築してきた業界内でのネットワークを活用し、同業他社に先駆けそれらコンテンツの獲得を行うことができるよう営業活動に努めてまいります。

また、サイト運営にあたっては、技術力の高いシステム開発会社を選定のうえ、収益をあらかじめ定められた料率で分配する方式を採用することにより、固定的な開発費用の発生を抑制すると同時に、日進月歩の携帯技術に対して機動的に対応する体制を構築しております。

③ 顧客基盤の拡大

当社グループの継続的かつ安定的な成長のためには、顧客基盤の拡大が重要であると認識しております。このため、当社グループでは、今後の利用者の拡大が見込まれる新規コンテンツ分野については、より多くの利用者の目に触れることのできるよう、いち早く市場に参入することにより、サイトやサービス注目度と集客力を上昇させ、新規会員の獲得を推進しております。

また、キャリアの展開するスマートフォン向け月額使い放題のコンテンツサービスにも、複数のサイトやコンテンツを提供するとともにキャリアと共同で様々なキャンペーンを展開するなど、収益獲得機会の間口の拡大にも努めております。

加えて、様々なコンテンツカテゴリーにおいて様々なサイトやサービスを提供する強みやノウハウをいかし、サイト間での相互リンクやコンテンツサービスの相互利用などにより、新規会員獲得を推進するとともに、既存会員のサイトの利用継続性の向上も図っております。

④ 優秀な人材の確保

上記の課題に対応していくためには、優秀な人材の確保が重要であると認識しております。

当社グループは、潜在顧客の求める魅力あるコンテンツを企画できる能

力、商品ライフサイクルにわたって利用者を引き付けるサイトを運営できる能力、ニーズの高いコンテンツを発掘できる能力、外注先を含めた人的資源をマネジメントできる能力等を有する優れた人材を確保するために、新卒も含めた採用活動の強化、社内教育の充実による人材の育成に注力していく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、スマートフォン等のモバイル端末及びPC端末向けサイトの企画・制作・運営及びコンテンツの提供を主な事業としております。また、当社の事業は、コンテンツ事業、EC事業、電子チケット事業及びその他の事業に分類されます。

各事業における主な商品及び当社グループの位置付け等は次のとおりとなります。

（コンテンツ事業）

a. コンテンツ事業に係るファンクラブ・ファンサイト事業等

ファンクラブ・ファンサイト事業等は、主にスマートフォンを中心としたモバイル端末やPC向けに、有料コンテンツの提供やアプリの配信を行う事業であり、従来からのセグメントでは、携帯コンテンツ配信事業、PCコンテンツ配信事業及びアプリ事業が含まれます。

提供するコンテンツやサービスは、「ファンクラブ/ファンサイト」が大半を占めており、ファンである会員からの月額または年額の会費が当社の売上高となります。

月額または年額の会費は、携帯キャリア、クレジットカード、アプリ事業者を通じて回収し、回収に係る手数料等を除いた金額をアーティスト等の権利元に対して、あらかじめ合意した料率にて分配いたします。これらアーティストへのロイヤリティが売上原価となります。

サブスクリプション型のビジネスにおいて、会員を獲得するには多額の広告宣伝費が発生する場合がありますが、すでにファンを抱えるアーティストを対象としていること、会員となるファンはアーティストの活動、人気により増加することがほとんどであり、それに対して当社はファンクラブ/ファンサイトの仕組みを提供する、という役割であることから、会員獲得のためのコストを抑制できる点が大きな特徴です。

また、コンサートチケットとの連動等の施策により、会員の退会率が非常に低いという点も当社のビジネスモデルの特徴であり、強みでもあります。

b. コンテンツ事業に係るE C事業

E C事業は、スマートフォン及びP C端末の利用者に対し、インターネットを通じて音楽映像商品のほか、アーティストグッズやコラボレーションアイテムなどを販売する事業です。

当社が運営するファンクラブサイトの有料会員を中心としたコアファン層をターゲットに、アーティストの世界観に基づいたパッケージ商品や限定グッズを販売しており、大手アーティストからインディーズに至るまで幅広いラインナップに対応しております。特典付き商品や限定アイテムの企画・販売を通じて、ファンとのエンゲージメント強化と販売促進を図っております。

また、アーティストのファンクラブでしか入手できないオリジナルグッズや、発売日に商品を手に入れたいたいというファン心理を踏まえた施策、さらには物販収益の最大化を目指すプロダクション等のニーズに応える形で、各アーティストの専用E Cサイトを開設し、ファンクラブやデジタルコンテンツ配信に加えて、リアルな物販までを一体で提供できる点が当社E C事業の大きな強みです。

近年では、会場受取・事前販売・キャッシュレス決済といったライブ・コンサート会場での購買体験の向上に加え、ファンクラブ向けのオンラインくじサービス「Fanpla Chance」など、新たなE C体験を提供する取り組みも進めており、E C事業の拡張と収益性向上を推進しております。

こうした施策を通じて、単なるグッズ販売にとどまらず、ファンとアーティストの関係を支えるE Cプラットフォームとしての価値と機能を高めることを目指しております。

販売形態としては、アーティスト事務所等からの委託による販売が中心であり、当社は販売代行手数料を収益として計上するビジネスモデルを採用しております。

(電子チケット事業)

電子チケット事業は、アーティストのライブやコンサートにおける電子チケットの発券及び公式トレード（二次流通）を主軸としたビジネスを展開しており、当該サービスにおける手数料が当社の主要な売上高となります。

本事業の大きな特徴は、様々な形式に対応し、かつセキュリティの高い電子チケットの発券機能に加え、権利者の許諾を得た上で提供している公式チケットトレード機能の存在にあり、不正転売対策の一環としてアーティストや主催者からの支持も高く、チケット流通における健全性の確保とファン満足度の向上を両立しております。

さらに、電子チケット発券システムを他社イベント等にも提供可能な形で外部展開しており、チケプラSDKなどを通じた外部連携の強化により、取り扱い枚数の拡大を図る取り組みも進めております。

なお、音楽領域を中心としながらも、プロ野球などのスポーツイベント、レジャー施設等にも電子チケットサービスを提供しており、取り扱いジャンルの拡大にも取り組んでおります。

また、チケットサービスを拡充し、さらなる発券枚数の増加とユーザー体験の向上を目指して、プロ野球・バスケットボール・バレーボールなどの選手カードを扱うコレクションアプリや、アーティストのサイン入りグッズが当たるオンラインくじサービスなど、チケット周辺領域のサービスも展開しております。これらのサービスについては、その利用料や販売額が当社の売上高として計上され、アーティストやスポーツチームなどの権利元に支払うロイヤリティ等が原価として発生する収益構造となっております。

これらチケット周辺領域のサービスは、ファンのエンゲージメントを高め、チケットセグメント全体の価値を向上させる施策として位置づけております。

(その他事業)

その他事業には、上記2つのセグメントに含まれない事業によって構成され、主に新規事業がこれに該当いたします。

(6) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

名称	所在地
株式会社エムアップホールディングス	東京都渋谷区
株式会社Fanplus	東京都渋谷区
株式会社Tixplus	東京都渋谷区

(7) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
コンテンツ事業	216 (7) 名	38名増 (-名)
電子チケット事業	97 (2) 名	21名増 (6名減)
共通	27 (-) 名	1名増 (-名)
その他 (子会社)	3 (-) 名	-名 (-名)
合計	343 (9) 名	60名増 (6名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 96,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 36,496,388株 |
| ③ 株主数 | 3,974名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数（千株）	持株比率（％）
株式会社日本カストディ銀行 （ 信 託 口 ）	6,817	19.1
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 有 限 公 司（信 託 口）	6,283	17.6
美 藤 宏 一 郎	4,622	13.0
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,198	3.4
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 有 限 公 司	966	2.7
MSIP CLIENT SECURITIES	843	2.4
THE BANK OF NEW YORK M E L L O N 1 4 0 0 4 4	690	1.9
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC I S G (F E - A C)	616	1.7
JP JPMSE LUX RE BARCLAYS CAPITAL S E C L T D E Q C O	538	1.5
KOREA SECURITIES DEPOSITORY- KOREA INVESTMENT AND SECURITIES	485	1.4

(注) 1. 当社は、自己株式を833,152株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
美 藤 宏 一 郎	代 表 取 締 役		
藤 池 季 樹	取 締 役	管 理 担 当	
後 藤 豊	取 締 役		株式会社ユイミュージック 代表取締役 株式会社フオーライフミュージックエンタテイメント 代表取締役社長 一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団理事長
キャスリン H. コネリー	取 締 役 (監査等委員・常勤)		株式会社テックスエージェンシー 代表取締役
永 田 友 純	取 締 役 (監査等委員)		株式会社ホットスタッフ・プロモーション 代表取締役 学校法人片柳学園 理事会・評議員会 理事 株式会社スマッシュ 取締役副社長
沖 一 雄	取 締 役 (監査等委員)		東京大学生産技術研究所 特任教授 京都先端科学大学工学部 教授

- (注) 1. 取締役後藤豊は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）キャスリンH.コネリー、永田友純及び沖一雄は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）キャスリンH.コネリーは、長年にわたり会社経営をしていた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
5. 当社は、取締役後藤豊、取締役（監査等委員）キャスリンH.コネリー、永田友純及び沖一雄の4名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約に関する事項 該当事項はありません。

③ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下③内において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決定しております。

また、当社の取締役会及び指名・報酬委員会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、社外取締役以外の子取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式、社外取締役については固定報酬としての基本報酬で構成されております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期及び条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬等とし、役位・職責などに応じて総合的に勘案のうえ、決定するものとしております。

3. 業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期及び条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役（社外取締役を除く。）の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象となる取締役に対して、基本報酬（金銭報酬）とは別に金銭債権を支給し、当社普通株式を発行または処分いたします。対象となる取締役に付与する譲渡制限付株式の数は、役位に応じて決定するものとしております。当該譲渡制限付株式について、当社及び当社グループに在籍中は譲渡制限期間が付されます。

なお、当事業年度において、業績連動報酬の内容及び額の算定の方法の決定に関する方針は決定していないため、当事業年度における業績連動報酬等はございません。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等（譲渡制限付株式）の額の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等（譲渡制限付株式）の額の割合は、当社の業績及び業績への個人別貢献度、その他諸般の事情を考慮し決定いたします。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

取締役の個人別の報酬額については、指名・報酬委員会が、株主総会において決議された限度額の範囲内かつ、報酬額の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、各取締役の報酬額案を取締役会へ提示し、十分な審議をたうえで取締役会決議により決定いたします。

6. 監査等委員である取締役の報酬等の額又その算定方法に係る決定方針

監査等委員である取締役の報酬等については、その職責に鑑み基本報酬のみとし、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によることとしており、この当該方針は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	
取 締 役	149	149	—	3
（うち社外取締役）	(6)	(6)	(—)	(1)
取締役（監査等委員）	8	8	—	4
（うち社外取締役）	(8)	(8)	(—)	(4)
合 計	158	158	—	7
（うち社外役員）	(14)	(14)	(—)	(5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第12期定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は、3名であります。
3. なお、監査等委員でない取締役の報酬限度額とは別に、2020年6月29日開催の第16期定時株主総会において、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に、譲渡制限付株式付与のための報酬（株式報酬）として、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は、3名であります。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第12期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名であります。
5. 当事業年度末日現在の員数は、監査等委員でない取締役3名、監査等委員である取締役3名であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役後藤豊氏は、株式会社ユイミュージック代表取締役、株式会社フォーライフミュージックエンタテイメント代表取締役社長及び一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団理事長であります。当社と株式会社ユイミュージック、株式会社フォーライフミュージックエンタテイメント及び一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）キャスリンH. コネリー氏は、株式会社テックスエージェンシー代表取締役であります。当社と株式会社テックスエージェンシーとの間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）永田友純氏は、株式会社ホットスタッフ・プロモーション 代表取締役、学校法人片柳学園理事会・評議員会理事、株式会社スマッシュ取締役副社長であります。当社と学校法人片柳学園理事会・評議員会、株式会社スマッシュとの間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）沖一雄氏は、東京大学生産技術研究所特任教授、京都先端科学大学工学部教授であります。当社と東京大学生産技術研究所と京都先端科学大学との間には特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ、社外取締役の主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して
行った職務の概要

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	後 藤 豊	当事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席いたしました。 主に会社経営者の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にコンテンツ事業及び電子チケット事業について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	キャスリン H. コネリー	当事業年度に開催された取締役会23回の全てに、また、監査等委員会23回のうち全てに出席いたしました。 会社経営者としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、公正性を図る目的として、これまでの経験・見地から必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	永 田 友 純	2024年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回のうち全てに出席いたしました。また、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。 会社経営者としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	沖 一 雄	当事業年度に開催された取締役会23回の全てに、また、監査等委員会23回のうち全てに出席いたしました。 大学教授としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(3) 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重点施策の一つと認識しております。株主の皆さまへの適正な利益配分を実施するとともに、事業拡大や生産性向上を実現するための内部留保資金の確保を行い、企業競争力を高めることを基本方針としております。また、配当性向は30%以上を目標としております。

この方針に基づき、2025年3月期の期末配当金は、2025年5月30日開催の取締役会決議により、1株当たり18円00銭とさせていただきます。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	19,743	流 動 負 債	15,707
現 金 及 び 預 金	12,327	買 掛 金	6,957
売 掛 金	2,262	未 払 金	903
商 品	16	未 払 法 人 税 等	1,078
仕 掛 品	0	預 り 金	464
貯 蔵 品	50	契 約 負 債	5,452
前 払 金	2,029	賞 与 引 当 金	70
前 払 費 用	1,410	役 員 賞 与 引 当 金	350
未 収 入 金	1,444	そ の 他	429
そ の 他	200	固 定 負 債	174
貸 倒 引 当 金	△0	資 産 除 去 債 務	124
固 定 資 産	4,923	繰 延 税 金 負 債	39
有 形 固 定 資 産	1,318	そ の 他	10
建 物	1,036	負 債 合 計	15,881
車 両 運 搬 具	62	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	42	株 主 資 本	8,343
船 舶	0	資 本 金	317
土 地	176	資 本 剰 余 金	3,862
無 形 固 定 資 産	276	利 益 剰 余 金	4,955
顧 客 関 連 資 産	128	自 己 株 式	△791
ソ フ ト ウ ェ ア	63	その他の包括利益累計額	△635
そ の 他	84	その他有価証券評価差額金	△635
投資その他の資産	3,329	新 株 予 約 権	30
投 資 有 価 証 券	1,977	非 支 配 株 主 持 分	1,046
長 期 貸 付 金	99	純 資 産 合 計	8,785
繰 延 税 金 資 産	829		
そ の 他	473		
貸 倒 引 当 金	△52		
資 産 合 計	24,667	負 債 及 び 純 資 産 合 計	24,667

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		25,782
売上原価		17,962
売上総利益		7,819
販売費及び一般管理費		3,753
営業利益		4,065
営業外収益		
受取利息	7	
受取賃貸料	29	
受取手数料	7	
貸倒引当金戻入額	9	
その他の	3	56
営業外費用		
支払手数料	9	
為替差損	0	9
経常利益		4,113
特別利益		
固定資産売却益	30	30
特別損失		
減損損失	254	
投資有価証券売却損	409	
投資有価証券評価損	239	904
税金等調整前当期純利益		3,238
法人税、住民税及び事業税	1,649	
法人税等調整額	△354	1,294
当期純利益		1,944
非支配株主に帰属する当期純利益		279
親会社株主に帰属する当期純利益		1,664

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,113	流 動 負 債	5,492
現 金 及 び 預 金	1,533	買 掛 金	71
売 掛 金	358	短 期 借 入 金	5,040
前 払 金	2,029	未 払 金	144
前 払 費 用	41	未 払 消 費 税	60
未 収 入 金	135	未 払 費 用	36
そ の 他	26	未 払 法 人 税 等	76
貸 倒 引 当 金	△11	前 受 金	14
固 定 資 産	7,195	預 り 金	6
有 形 固 定 資 産	1,215	役 員 賞 与 引 当 金	38
建 物	979	そ の 他	5
車 両 運 搬 具	31	固 定 負 債	317
工具、器具及び備品	27	長期預り敷金保証金	230
船 舶	0	資 産 除 去 債 務	86
土 地	176	負 債 合 計	5,809
無 形 固 定 資 産	0	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	0	株 主 資 本	6,134
投資その他の資産	5,979	資 本 金	317
投資有価証券	1,877	資 本 剰 余 金	3,722
関係会社株式	3,009	資 本 準 備 金	1,858
長期貸付金	99	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,863
関係会社長期貸付金	889	利 益 剰 余 金	2,887
敷 金	409	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,887
繰 延 税 金 資 産	63	繰 越 利 益 剰 余 金	2,887
そ の 他	28	自 己 株 式	△791
貸 倒 引 当 金	△399	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△635
資 産 合 計	11,308	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△635
		純 資 産 合 計	5,498
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,308

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		421
営 業 収 益		2,386
売 上 高 及 び 営 業 収 益 合 計		2,807
売 上 原 価		99
売 上 総 利 益		2,708
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		99
営 業 費 用		702
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 並 び に 営 業 費 用 合 計		802
営 業 利 益		1,905
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9	
受 取 配 当 金	2	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	9	
受 取 賃 貸 料	29	
そ の 他	0	51
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	52	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	14	
支 払 手 数 料	6	73
経 常 利 益		1,882
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	30	30
特 別 損 失		
減 損 損 失	250	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	96	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	239	586
税 引 前 当 期 純 利 益		1,326
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	112	
法 人 税 等 調 整 額	△76	35
当 期 純 利 益		1,290

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月30日

株式会社エムアップホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸	山	高	雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甲	斐	靖	裕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エムアップホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムアップホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関し責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

株式会社エムアップホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸	山	高	雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甲	斐	靖	裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エムアップホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2025年5月30日

株式会社エムアップホールディングス
監査等委員会

常勤監査等委員（監査等委員長）	キャスリンH. コネリー ㊞
監査等委員	永田友純 ㊞
監査等委員	沖一雄 ㊞

（注）監査等委員キャスリンH. コネリー、永田友純及び沖一雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役として3名の選任をお願いしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 （ 生 年 月 日 ）	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 （ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ）	所有する当 社の株式数
1	み と う こういちろう 美 藤 宏 一 郎 (1958年8月12日)	1984年2月 ビクター音楽産業株式会社(現株式会社JVCケンウッド・ビクターエンタテインメント)入社 1990年8月 東芝イーエムアイ株式会社(現ユニバーサルミュージック合同会社)入社 1997年6月 株式会社ボーダレス・コネクション(現 株式会社アンリミテッドグループ)入社 1998年7月 株式会社ヘッドワックスオーガナイゼーション 取締役社長 2003年8月 株式会社アンリミテッドグループ 取締役 2004年12月 当社設立、取締役 2005年10月 当社代表取締役(現任) 2015年9月 東京工科大学メディア学部 A.C.P.C. 寄附講座「メディア特別講義II」講師(現任) 2023年4月 大阪音楽大学 客員教授(現任)	4,622,600株
2	ふじ いけ とし き 藤 池 季 樹 (1964年6月24日)	1992年9月 A S T リサーチジャパン株式会社入社 1996年3月 アキア株式会社入社 1998年4月 日本サイテックス株式会社入社 2001年1月 株式会社コマースセンター入社 2004年12月 株式会社アブリックス入社 2007年7月 当社入社 経理部長 2007年8月 当社取締役経理部長 2009年10月 当社取締役管理担当(現任)	452,900株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
3	ご とう ゆたか 後 藤 豊 (1949年 3 月 28 日)	1972年 4 月 株式会社ユイ音楽出版設立、代表取締役 1972年 5 月 株式会社ユイ音楽工房設立、代表取締役 1975年 6 月 株式会社フォーライフレコード設立、代表取締役副社長 1982年 6 月 株式会社フォーライフレコード代表取締役社長 1985年 3 月 社団法人日本レコード協会理事 1986年10月 社団法人音楽制作者連盟設立、理事長 1993年 3 月 財団法人音楽産業・文化振興財団(現一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団)設立、副理事長 2001年10月 株式会社ユイミュージック代表取締役(現任) 2001年11月 株式会社フォーライフミュージックエンタテイメント代表取締役社長(現任) 2013年 4 月 一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団理事長(現任) 2019年 6 月 当社社外取締役(現任)	一株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 後藤豊氏は社外取締役候補者であります。

3. 美藤宏一郎氏は、当社の創業者並びに代表取締役として当社経営を担っており、経営全般における豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社及び当社グループの企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

4. 藤池季樹氏は、経営管理部門における豊富な経験と知見を有しており、当社及び当社グループの管理部門における責任者として持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

5. 後藤豊氏は、レコード会社等の代表取締役として長年にわたり経営に携わるとともに、音楽やその制作者、権利者のための業界団体での活動統括に携わるなど、音楽業界及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社及び当社グループの経営に対しても適切な役割を果たすことを期待していることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

6. 当社は後藤豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定する予定です。

7. 後藤豊氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって6年であります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第12期定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし使用人分給与を含まない。）とご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は、企業価値の持続的な向上への取り組みをさらに進めるため、役員報酬制度の見直しを行い、上記取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬等の額を、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）に改定したいと存じます。かかる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役は1名）ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、引き続き3名（うち社外取締役は1名）となります。

本議案につきましては、当社の企業価値の持続的な向上への取り組みをさらに進めることを目的とするものであり指名・報酬委員会による審議を経て決定しております。また、当社は、取締役会において、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告20頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合も、本議案の内容による当該方針の変更はありません。本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。そのため、本議案は相当であると判断しております。

第3号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定及び株価連動型金銭報酬に係る報酬額の設定に関する件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第12期定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件」のご承認を得られますと、年額200百万円以内（ただし使用人分給与を含まない。）となります。また、当該報酬枠とは別枠にて、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬について、2020年6月29日開催の第16期定時株主総会において、譲渡制限付株式を交付するための報酬として、年額100百万円以内（ただし使用人分給与を含まない。また、譲渡制限付株式報酬制度に基づいて発行又は処分される株式数は年16万株以内（2022年1月1日を効力発生日とする株式分割により4倍に増加しております。））とご承認いただいております。

当社の譲渡制限付株式報酬制度は、対象取締役に對して付与する当社株式に、当社の取締役その他当社の定める地位を退任する日までの間の譲渡制限を付すことで、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

この度、当社は、以下のとおり、対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより強くし、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度にかかる報酬制度を改定し（下記Ⅰ）、同制度に基づく譲渡制限付株式の譲渡制限解除時における納税資金を確保することにより、株式報酬制度としての運用性を高め、株式価値増大への貢献意欲を促進することを目的として、譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されたときに課される課税額に対する納税資金相当額を金銭報酬として支給するための報酬制度（以下「株価連動型金銭報酬制度」といいます。）を導入すること（下記Ⅱ）といたしたく存じます。本議案に基づく譲渡制限付株式報酬制度は2020年6月29日開催の第16期定時株主総会において決議された譲渡制限付株式報酬制度の報酬枠を改定するものであり、また、株価連動型金銭報酬制度は、上記報酬枠とは別枠といたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役は1名）ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除

く。)は、引き続き3名(うち社外取締役は1名)となります。なお、現在の対象取締役は2名であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は、引き続き2名となります。

I 譲渡制限付株式報酬制度の改定について

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。なお、いずれの方法による場合でも、譲渡制限付株式の付与は、原則として自己株式の処分によることといたしますが、当社を取り巻く経営環境、市場の状況その他の事情を踏まえ、新株発行による場合があります。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず
に当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法(以下「現物出資交付」といいます。)

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年18万株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額300百万円以内と改定いたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。また、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は

本Ⅱにおいて導入する株価連動型金銭報酬制度は、Ⅰの譲渡制限付株式報酬に係る報酬枠とは別枠とし、報酬等のうち額が確定していないものについてその具体的な算定方法を決議する議案として付議するものであり、本議案において、不確定額の報酬のうち最も高額となる計算式を決議し、その枠内での運用を取締役に委任することになります。各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、指名・報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

【株価連動型金銭報酬制度の概要】

株価連動型金銭報酬制度の概要は、以下のとおりです。

- (1) 当社の取締役会決議に基づき、対象取締役に對し、年間9万ポイントを上限とするポイント（1ポイント＝1株）の範囲内で、以下の計算式に基づいて算出されるポイント（以下「本ポイント」といいます。）を毎年付与します。各対象取締役への個別配分等については、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

$$\text{年間付与ポイント数} = \text{①当該年における譲渡制限付株式の交付数} \times \text{②50\%}$$

- (2) 本ポイントは、対象取締役の在任期間中に継続して付与、累積され、対象取締役が当社の取締役会が定める地位を退任又は退職した時その他譲渡制限解除時に累積ポイント数が確定します。
- (3) 対象取締役が、上記(2)の地位を退任し又は退職した時その他譲渡制限解除時に、以下の計算式に基づき、当該対象取締役が保有する上記(2)の累積ポイント数（注1）に、当該対象取締役が上記(2)の地位を退任又は退職した日その他の譲渡制限解除日の東京証券取引所における当社株式終値（注2）を乗じた金額を上限として、当該対象取締役に金銭を支給します。

$$\text{金銭報酬支給額} = \text{上記(2)の累積ポイント数} \times \text{譲渡制限解除日の当社株式終値}$$

注1 対象取締役に交付された譲渡制限付株式の全部又は一部について、譲渡制限が解除されなかった場合には、累積ポイント数は、当該譲渡制限が解除されなかった株式数と同数のポイントを控除した数とし

ます。以下同じです。

注2 同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近の取引日の当社株式終値とします。以下同じです。

- (4) 本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他本ポイントの上限及び総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該上限額及び総数を合理的な範囲で調整いたします。
- (5) その他本制度の詳細は、取締役会で定めます。

【本議案による報酬を支給することが相当である理由】

当社の譲渡制限付株式報酬制度は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものであるところ、譲渡制限付株式報酬制度の改定は、そのインセンティブ性をより高め、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

また、株価連動型金銭報酬制度は、譲渡制限付株式報酬制度について、当社株式を売却することなく納税資金が確保されることで株式報酬制度としての運用性を高め、株式価値増大への貢献意欲を促進することを目的としております。

当社は、取締役会において、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告20頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、本議案の内容を踏まえて当該方針を改定することを予定しております。本議案は、指名・報酬委員会による審議を経て決定しております。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

【ご参考：株主総会後の取締役会のスキルマトリックス】

第1号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

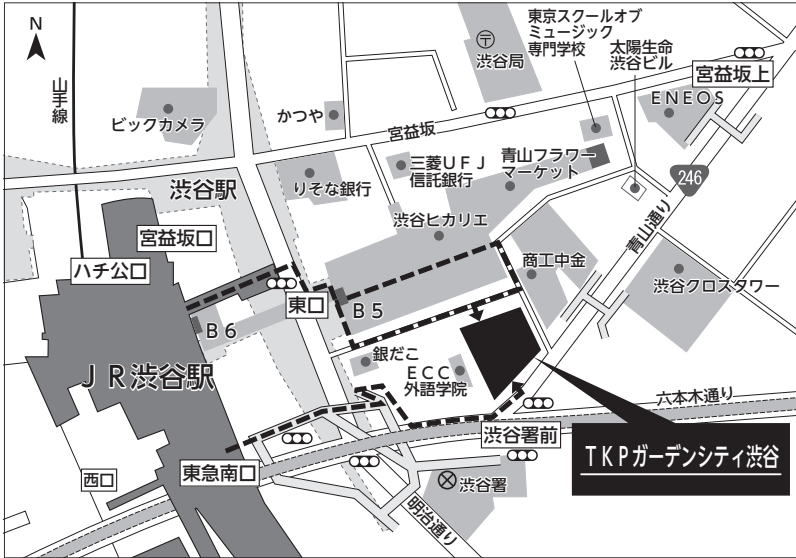
氏名	属性				当社が特に期待する知見・経験					
	取締役	監査等委員	独立性 (社外)	ジェンダー／国籍	企業経営・経営戦略	財務会計	人事人材育成	リスク管理	内部統制ガバナンス	サステナビリティESG
美藤 宏一郎	○				○		○	○	○	
藤池 季樹	○					○		○	○	○
後藤 豊	○		○		○	○		○	○	
キャスリン H. コネリー	○	○	○	○	○	○			○	○
永田 友純	○	○	○		○	○	○			○
沖 一雄	○	○	○				○	○		○

※各項目については、当社の事業特性や事業環境の変化に応じて適宜見直しを行ってまいります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区渋谷 2-22-3 渋谷東口ビル 1 階
TKP ガーデンシティ 渋谷
TEL : 03-4577-9253



交 通

- J R山手線 渋谷駅 東口 徒歩3分
- J R埼京線 渋谷駅 東口 徒歩3分
- J R湘南新宿ライン 渋谷駅 東口 徒歩3分
- 東京メトロ銀座線 渋谷駅 徒歩3分
- 東京メトロ半蔵門線 渋谷駅 B5番出口 徒歩3分
- 東京メトロ副都心線 渋谷駅 B5番出口 徒歩3分
- 東急東横線 渋谷駅 B5番出口 徒歩3分
- 東急田園都市線 渋谷駅 B5番出口 徒歩3分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。